## 道路の維持及び整備に必要な財源確保に関する意見書

札幌市は北海道の中心都市として、広域的な交通ネットワークの充実とともに、都 心や地域双方のまちづくりに応じた総合的な交通体系の構築が必要となっている。

道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、主要骨格幹線道路から生活道路に至るまで、道路網整備は市民が長年にわたり熱望してきているところからも、中長期的な視野に立ち体系的かつ計画的に推進するべきものである。これまでも道路ネットワークの整備を進めてきており、一定の効果は見られるが、都心や市内各地域の拠点、周辺都市の発展に伴い自動車交通への依存度が高く、市民からは「渋滞の解消」、「公共交通の利便性向上」、「安全安心な歩行空間の確保」などといったニーズが寄せられており、とりわけ「冬期交通対策」は最重要課題と位置付けている。

また、老朽化する道路へのアセットマネジメント手法に基づく中長期的な維持管理 や道路橋の計画的な修繕及び架替えについても喫緊の課題となっている。

こうした中、本年度より道路特定財源制度が廃止され、一般財源化されたことから、 国、地方ともに極めて厳しい財政状況のもと、いかに札幌市の道路維持及び整備に必要な財源が確保されていくのか、非常に危惧されるところである。

よって、国会及び政府においては、このような状況を踏まえ、次の事項について強く要望する。

記

- 1 道路ストックの計画的な維持修繕、冬期交通対策の充実、渋滞対策の充実、安全 安心なみちづくりの推進など、札幌市の実情に十分配慮した道路整備が着実に推進 できるよう財源を確保するとともに、除排雪や適時適切な修繕など増大する道路の 維持管理に対する支援の拡充を図ること。
- 2 札幌市の道路維持及び整備に関するさまざまな課題に対応できるよう、地域活力 基盤創造交付金制度のさらなる充実と必要額の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年(2009年)11月5日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、 国十交通大臣

(提出者) 全議員